

保険のひろば

ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。

ボランティア活動保険の「大規模災害特例」について

このたびの「平成28年熊本地震」により被災されたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

「平成28年熊本地震」に対するボランティア活動保険の加入については、「大規模災害特例」が適用されています
(平成28年4月28日現在、熊本県ならびに大分県におけるボランティア活動について適用されています)



●大規模災害特例とは？

全社協の「ボランティア活動保険」では大規模災害が発生し、災害ボランティアセンターが設置され、災害復旧対応のボランティア活動に緊急性がある場合、被災地の道県社協から全社協への要請にもとづいて、「大規模災害特例」を適用し、速やかに災害復旧に対応できるよう利便性を図っています。

●ボランティア活動保険の「基本タイプ」と「天災タイプ」では補償がどのように違うのですか？

- ①「基本タイプ」は、ボランティア活動中のケガと損害賠償責任を補償するタイプですが、天災(地震・噴火・津波)によるケガは補償されません。
- ②「天災タイプ」は、基本タイプの補償範囲に加えて、天災(地震・噴火・津波)によるケガも補償されます。(なお、天災による賠償責任の補償は対象外です)

●大規模災害特例が適用されると、通常の場合と何が違うのですか？

- ①補償開始・・・通常は加入申込手続きの完了した日の翌日午前0時から補償開始となりますが、大規模災害特例が適用された場合は、社会福祉協議会で加入申込手続きが完了した時点から即時の補償開始となります。
- ②加入申込み・・・通常はボランティア自身が所属または居住する最寄りの社会福祉協議会にてボランティア活動保険を申込みいただけますが、大規模災害時のボランティアの場合は、被災地の社会福祉協議会でも申し込みが可能となります。

●どちらのタイプに加入すればいいのでしょうか？

例えば、台風・洪水・突風などの風水害によるケガは、「基本タイプ」、「天災タイプ」の何れでも補償されますが、「天災タイプ」でなければ補償の対象にならないのは、地震・噴火・津波によるケガの補償です。したがって、震災復旧などのボランティア活動中に、余震によって崩れた建物でケガをされたような場合は、「天災タイプ」でなければ補償されません。ご加入にあたっては、ボランティア活動保険パンフレットを参照のうえ、補償の内容をよく理解いただき、お申し込みください。

※福祉保険サービスのホームページからもパンフレットをご覧いただけます。
ふくしの保険 <http://www.fukushihoken.co.jp/>

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp>